

第2期 子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画

実施状況・評価結果報告書
＜令和3年度＞

芦 屋 市

昭和39年（1964年）5月

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

まえがき

本市では、市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、様々な立場の方々からご意見をいただきながら、第2期子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）を策定いたしました。

現在、計画の基本理念である「みんなで育てる芦屋っ子」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを総合的に推進しているところです。

この度、「芦屋市子ども・子育て会議」において、令和3年度実績についての評価をいただきましたので、その結果をまとめ、報告させていただきます。

目次

第4章部分 子ども・子育て支援施策の推進方策

子ども・子育て支援施策の実績報告（総括）	2
子ども・子育て支援施策の実績（担当課報告分）	4
重点事業の評価基準.....	19
重点事業の実績と評価.....	20
基本目標別評価まとめ～第4章「重点事業」～	24

第5章部分 1. 教育・保育

教育・保育の評価基準	27
教育・保育の提供体制の確保の実績と評価	28

第5章部分 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の評価基準.....	31
地域子ども・子育て支援事業の実績と評価	32
基本目標別評価まとめ～第5章「地域子ども・子育て支援事業」～	40

第4章部分

子ども・子育て支援施策の実績

第4章部分については、13の施策の方向ごとに各事業の実施状況と今後の課題をまとめました。

また、特に重点的に取り組むこととした「重点事業」については、実施状況等と併せて評価基準表のとおり、事業の進捗状況に対する評価及び質の向上に対する評価を行いました。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告(総括)

【基本目標】

【施策の方向】

1. 家庭における 子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	子育て支援拠点、幼稚園、健康手帳アプリでは、特に今後も、保護者が知りたいきめ細かな情報提供に努
	(2) 子育て家庭への経済的支援	子育て世帯への臨時特別実費徴収に係る補足給付、漏れがないよう丁寧な対応
	(3) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する経済の斡旋を行っており、福祉就労支援員や子ども家庭
	(4) 親と子の健康づくりの推進	保健センターの母子保健生後4か月までの乳児の実施することにより、相談
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育て支援センターを中心するため、子ども家庭総合についても引き続き周知を
2. 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	令和3年度より市立精道こども園、あいさいこども各施設で研修会等を実施
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラム配信や教材の配布等など小学校と就学前施設との
3. すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	子ども同士が集まり、交流において、子どもたちの生活アプリなどの媒体を活用
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	小学校、幼稚園、保育所できるよう、火災訓練や地青少年育成愛護委員によづくりを目指し、継続して
	(3) 児童虐待防止対策の推進	子育て支援センターの子専門のカウンセラーや電話関係機関との連携を強化
	(4) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	インクルーシブ教育・保育の連携強化を図り、子ども啓発を行った。今後も、
4. 仕事と子育ての 両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	父親が子育てに関わりを今後も保護者の仕事とに努める。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休暇を長期間取得事業を実施し、相談業務子どもへの影響などに支援を行っていく。

【総 括】

保育所、認定こども園等で年齢に応じた各種事業を実施し、積極的に親子の遊び場や交流の場を設けている。また、母子妊娠期から乳児期における情報発信を行い、子育てアプリでは他部署と連携しながら、イベントや事業の案内を随時配信した。情報をすぐに手に入れることができるよう、広報紙や子育てサポートブックの発行に加え、子育てアプリ等の媒体を活用し、める。

給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、幼児・保育の無償化、ひょうご保育料軽減事業、医療費の助成等による幅広い援助を実施しており、窓口対応時の案内や関係課との密接な連携により、各種制度の利用に努めている。保護者に対して今後も引き続き、制度の周知を行い、継続的な支援に努める。

的支援として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付、医療費の助成や公的住宅への入居資金の貸付相談等についても窓口や広報紙、ホームページにおいて周知を図っている。また、自立に向けた支援のため、支援員等の関係機関と積極的に連携している。今後も支援を漏れなく実施できるよう努める。

事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、継続して育児の不安や負担軽減に取り組んでいる。また、いるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行った。今後も母子保健事業をきめ細かくできる環境整備を進め、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努める。

に、保護者への積極的な声かけにより、保護者が相談できるきっかけづくりを行っている。多様な相談内容に細やかに対応支援室、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図って対応している。また、県の実施する子育て支援員研修を行うとともに、研修受講後の就職状況等の把握に努め、子育て支援の担い手となる人材の育成に継続的に取り組んでいく。

こども園新園舎及び西藏こども園を開園し、岩園幼稚園で3歳児の受け入れを開始した。また、令和4年度からのいせ虹園開園に向けて整備した。引き続き、「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の整備に取り組む。また、し、今後も職員資質向上に努め、質の高い教育・保育の実施に努める。

に基づき、児童がスムーズに小学校へ就学できるよう、小学校生活を模擬体験する小学校ごっこを鉛筆の持ち方の動画を行った。また、幼児と児童とのリモートでの交流や幼児の小学校の図書館訪問を行うなど、今後も小学校区を中心とした交流を深め、円滑な接続につながるような取り組みを行っていく。

できる場として、子育てセンター、児童センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センターの貸室などを提供し、各課に時間に合わせて参加しやすい事業を企画、実施している。今後も、関係課と連携しながら、子育てサポートブックや子育てし、子どもたちが安心して過ごせる居場所や実施事業に関する情報発信を積極的に行うよう努める。

で定期的に交通安全教室を開催し、子どもたちに啓発活動を行っている。また、非常事態に職員や子どもが落ち着いて対応震、津波、不審者を想定した訓練を行っている。また、下校時の青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施やる街頭巡視活動、通学路の定期点検など、地域を含めた関係機関が連携して取組を行っている。今後も、安全・安心なまち取組を進める。

ども家庭総合支援室では、関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見・早期対応を行っており、教育委員会では、相談員による相談事業を実施し、小・中学生に限らず高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている。今後もし、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。

研修会を行い、配慮を必要とする子どもたちへのより良い支援につなげていった。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援に加え、途切れない支援を行うことができるようサポートファイルの普及・継続して個々の状況に応じて必要な支援を行っていく。

持ち、現状の生活や働き方を見直す機会を設け、育児への参加を促せるような親子で参加できるセミナー・事業を実施している。子育ての両立を図るため、時間外保育事業や病児保育事業を実施するなど、多様なニーズに対応できるよう提供体制の確保

する保護者が増加傾向にあり、復職を希望する時期も多様化しているため、ほいく課及び健康課において、継続して利用者支援の中で復職を希望する時期の入所状況に関する情報提供を行っている。また、仕事と子育ての両立や保育所への入所によるについても説明し、相談に応じている。今後も保護者に適切な助言を行い、産休・育休からスムーズに復帰できるよう継続して

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	児童センター	子どもの年齢に合わせた子育て支援事業を開設した。定期的に実施する登録制事業だけでなく、室内公園やお話シアター等、幅広い年齢層が参加できる事業を実施した。開催時期に合わせて、広報あしや、上宮川文化センターだより、子育てアプリ、ホームページで各事業の募集情報を発信した。同年代の子どもを持つ保護者同士の子育て交流および仲間づくり、親子のふれあいを深める場として多くの利用があった。今後も感染対策をしながら、少しでも多くの方に利用してもらえるよう、実施事業についてよりわかりやすい情報提供をしていく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て政策課(政策)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂、3,700部発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、子育てセンター等の事業に関する情報提供を行った。アプリの登録者数は年間を通して毎月増加しており、令和4年3月末時点で2,643人となった。今後も引き続き子育て支援の情報提供に努めていく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
3	ほいく課(ほいく)	体験保育や園庭開放は、新型コロナウイルス感染防止の観点より再開できなかった。こども園・保育所では、各施設のホームページを更新し、「芦屋市立こども園・保育所ってどんなところ？」のページを更新する等、子育て情報の提供を引き続き行っている。今後は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、園庭開放から再開し、体験保育も実施できるようにしていき、子育て支援の場としてこども園・保育所を利用してもらえるように積極的に情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
4	子ども・家庭総合支援課	子育てセンターのむくむくを中心に、各地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、育児への不安感や孤立感を抱える保護者へのサポートを行った。また、子育て支援センターでは、子ども家庭総合支援室と、子育て世代包括支援センターとの一体的支援により妊娠前から子育て期を切れ目なく支援し、ファミリー・サポート・センター事業の実施など、多様なニーズに応じた支援を提供している。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「わくわく冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」 No.10「あい・あいるーむ」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
5	健康課	広報あしや、ホームページ、母子健康手帳アプリにおいて、各事業について案内し、参加を促している。また、各乳幼児健康診査にて、市で作成している育児ブック(配布数:4か月児健康診査 519人、1歳6か月児健康診査 636人、3歳児健康診査 677人)を用いて育児情報の提供を行ったり、他機関の子育て情報の提供を行っている。今後も乳幼児健康診査等を通じて、子育て情報の提供を実施し、子育てに関する不安の軽減を図っていく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	管理課	市立幼稚園における預かり保育や幼児教育・保育無償化等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	学校教育課	市立幼稚園で開催する、「3歳児親子ひろば(さんさんひろば)」や「未就園児親子ひろば」、各幼稚園のオープンスクールの情報について、広報あしやや子育てアプリ、各幼稚園のホームページにて発信した。また、広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、幼稚園での未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
8	青少年育成課	広報あしや、ホームページ等において子育て情報を提供した。昨今の電子媒体の需要を踏まえて、よりオンライン上での情報提供を充実させたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
9	公民館	公民館事業として家庭教育セミナーで『その声かけ、子どもの可能性を狭めてるかも!?～私たちのアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)について考える～』というテーマのセミナーをオンラインで開催。300人が参加し、アンケートでは97.5%がセミナーを参加して良かったと回答している。今後も教育や子育てをテーマにしたセミナーを開催する。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
10	図書館	広報あしや、ホームページだけでなく、子育てアプリや子育てサポートブック「わくわく子育て」を活用し、「親子で楽しむ絵本の会」などのイベント情報をお知らせした。また健康課と連携し「ブックスタート」事業として4か月児健康診査時に、絵本を紹介する冊子「であってみたいこんな本」を配布した。今後も引き続き配布を行う。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。 また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度については、「国保あんない」やホームページに掲載し、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円、加入していない医療機関又は海外で出産した場合40万4千円（条例改正により令和4年1月1日以降に出産した場合は40万8千円）を支給している。令和3年度実績は、対象者42件、給付額17,624,000円。令和2年度は、対象者41件、給付額17,156,000円であり、前年に比べ増加した。 現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどだが、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を徹底する等、今後も引き続き制度の案内や周知を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	地域福祉課（福祉医療）	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課（市民課や障がい福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」 No.8「生活困窮者自立支援制度における事業」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の申請時・窓口での交付時、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当の制度内容を説明し、申請月が遅れないよう案内を行っている。また、ホームページ及び障がい福祉のしおりに制度内容を掲載し広報している。課内の担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携して変更申請等について漏れなく案内できるよう努めている。（障害児福祉手当 64件、重度心身障害児介護手当 0件、特別児童扶養手当 120件、福祉施設等通園(通学)費扶助 0件） 引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れののないよう対応していきたい。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て政策課（こども）	子ども(又は養育する親)に対する援助について、児童手当 8,898人(昨年度9,037人)、交通遺児就学奨励金 0人(昨年度0人)、児童福祉施設入所等徴収金の助成 0人(昨年度1人)、子育て世帯への臨時特別給付 5,882人、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 744人に給付した。 障がい児(又は養育する親)に対する援助について、福祉施設等通園(通学)費扶助(日額600円以内) 8人、障がい児施設入所等費用の助成 0人に給付した。通所費用を助成することにより、家庭の負担軽減を図った。 今後も引き続き給付・助成を実施していく。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
5	ほいく課（施設運営）（入所）	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業については申請をもとに支給するため、対象者には園と連携し適切に周知していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
6	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。 健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。（妊娠届出数535人、妊婦健康診査助成券利用人数776人、償還払い人数107人、未熟児養育医療給付17人） 今後も子育て家庭に対し、子育て支援サービスの提供及び、経済的支援を継続し子育ての支援に努める。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導」
7	建設総務課（市営住宅担当）	令和3年度は17世帯の子育て世帯に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は11世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.6「子育て世帯等の公的住宅への入居」
8	管理課	利用者に対する援助について、前年度から引き続き、就学援助費・在日外国人学校就学補助金の支給、実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、幅広く補助を行うことができた。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
9	青少年育成課	放課後児童クラブ新年度入会募集の際に、育成料の減額、免除についての説明文を入れ、周知した。 令和3年度入会申請受付時期からは、基準日時点で芦屋市に住民票がある方に関して、市民税証明書の提出を不要としたことにより、援助を受けやすい状態にした。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れないように制度の周知を継続して行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課 (福祉医療)	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課(子育て推進課こども係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護を必要とするひとり親家庭の申請に基づき、適切に扶助費を支給した。就労が可能な場合は担当CWだけではなく就労支援員も就職支援や増収支援を行い、負債を抱えている場合は法テラスへ繋ぎ生活立て直しの支援を図った。また必要に応じて子ども家庭総合支援室と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。生活保護制度による安定した生活費を得ることで、就労・自立することへの意欲の低下がみられるケースの就労支援が課題であるため、ハローワークとの連携を密にし少しでも経済的自立に繋げていく必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て政策課 (こども)	母子・父子家庭相談について、母子・父子自立支援員が就労支援や経済的支援に関する相談に応じた。 (母子・父子自立支援員:1人 相談件数:675件(昨年度629件)) 母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じた。また、法律問題(離婚、相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につないだ。 ひとり親家庭の就労支援援助について、母子・父子自立支援プログラム参加者は1件(昨年度1件)あった。 ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行った。 ひとり親家庭に対する経済的支援について、児童扶養手当(受給者数:438人(昨年度440人))、母子寡婦父子福祉資金の貸付(申請件数:5件(昨年度2件))、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(受給者数:508人)を行った。 今後も市ホームページ等を通じて、ひとり親家庭への支援制度の周知に務める。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	建設総務課 (市営住宅担当)	令和3年度は18世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は9世帯であった。市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子の健康づくりの推進
施策の方向性	健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	健康課	【妊産婦健康相談】妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。 母子健康手帳交付時の保健師による全数面接578人 妊産婦相談件数19件 【乳児家庭全戸訪問】生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 対象戸数 586戸 訪問数 470人(うち新生児訪問 11人)訪問率 80.2% 【未訪問の内訳】他市・他機関への依頼による訪問 21人 電話相談対応 76人 病院入院中 0人 転出 3人 海外在住 0人 希望無し 3人 連絡つかず 11人 【乳幼児健康診査】4か月児健康診査／10か月児健康診査／1歳6か月児健康診査／3歳児健康診査 4か月児健康診査:受診者551人 受診率94.0% 10か月児健康診査:受診者544人 受診率94.4% 1歳6か月児健康診査:受診者649人 受診率89.9% 3歳児健康診査:受診者649人 受診率90.2% 【育児相談】乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。 実施回数9回 参加延べ人数 316人 参加実人数 156人 【あいあいの一むでの育児相談】※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、中止 【こどもの相談】乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。 精神科医師による相談:実施回数13回 相談実数34人 延数44人 小児科医師による相談:実施回数6回 相談実数12人 延数17人 心理相談員による相談:実施回数32回 相談実数88人 延数94人 【親と子どもの健康教育】「ブレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつの教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。 ブレおや教室「沐浴クラス」実施回数5回 参加延べ数134人 「パパママクラス」実施回数5回 参加延べ数77人 もぐもぐ離乳食教室 実施回数6回 参加延べ数106人 幼児の食事とおやつの教室 実施回数3回 参加延べ数12人 グッドバランスアップ教室 実施回数1回 参加延べ数4人 【アレルギーに対する事業】「アレルギー栄養相談」でアトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法や食事の調理方法について実習等を行う。 アレルギー健康診査 対象者数51人 受診者数27人 アレルギー栄養相談 実施回数10回 延相談者数7人 実相談者数人 アレルギー教室（オンライン） 実施回数1回 参加者数4組 めだか水泳教室 実施回数3グループ×7回 延参加者81人 実参加者14人 【予防接種事業】予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。 「芦屋市の予防接種について」「予防接種と子どもの健康」を生後1か月半頃に個別送付。 各健診、予防接種週間（チラシ配布）、就学前健診の予防接種確認等で予防接種についての接種勧奨を行っている。 また、MR2期・DT・日本脳炎については、個別通知を行い勧奨している。 また、HPVについては、今年度新たに小学校6年生・中学校3年生を対象に、保健の授業にて教諭から情報提供を行った。 結核（BCG） 565人 ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合） 2,280人 麻しん・風しん（MR） 1,300人 喉頭蓋炎・肺炎・菌血症・細菌性髄膜炎（Hib）2,282人 小児肺炎球菌 2,257人 B型肝炎 接種数 1回目548人 2回目547人 3回目557人 水痘 接種数 初回594人 追加569人 日本脳炎 接種数3,370人 ジフテリア・破傷風（DT） 786人 ロタウイルス（10月開始） 526人
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「妊婦歯科健康診査」 No.3「乳児家庭全戸訪問事業」 No.4「乳幼児健康診査」 No.5「保健センターによる育児相談」 No.6「こどもの相談」 No.7「親と子どもの健康教育」 No.8「アレルギーに対する事業」 No.9「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	当日10時までに連絡があれば利用可能な病児・病後児保育を実施し、令和3年度利用実績は、延べ209人だった。また、令和3年度は「産後ケア入院」の受け入れ依頼に100％対応、問い合わせ等を含めると5件で、利用は1件であった。 また、院内保育所（対象は生後57日目から10歳に到達する年度末。定員18人まで）を設置し、職員が働きやすい環境も整備している。
	実施事業	No.10「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課（管理）	芦屋市子育て応援団（民生委員・児童委員等）の訪問希望があったご家庭に、地域の情報とスタイを持って訪問している。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、4か月検診での訪問促進の声かけ活動を行えず、49件の訪問申込みにとどまった。 地域での身近な相談相手がいること、本市の子育て支援制度や情報を知ってもらうための活動なので、より多くの保護者にご利用いただけるよう、令和4年度からは新型コロナウイルスの感染状況も鑑みながら4か月児健康診査での声かけ再開などPR活動を進める。
	実施事業	No.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」
2	子育て政策課（政策）	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページに掲載し、受講希望者を取りまとめた。令和3年度は、募集に関する問い合わせが多数寄せられ、研修受講希望者数は8人であり、令和2年度（2人）と比較して大幅に増加した。 今後の課題は子育て支援員となった方の活躍の場を見つけていくことである。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」
3	子ども家庭総合支援課	子育てセンターでは、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、必要に応じて子ども家庭総合支援室等の関係機関へ繋いでいる。今後も複雑な相談が増えてくることが予測されるため、ホットラインや夜間・休日の電話相談などのさらなる周知とともに、相談員の知識や経験値の向上に努め、子ども家庭総合支援室と子育て世代包括支援センターとの一体的支援により妊娠期から子育て期を切れ目なく支援していく。
	実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」
4	健康課	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（母子保健型）を実施している。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めており、令和3年度相談延べ人数は110人だった。
	実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	ほいく課（ほいく）	新型コロナウイルス感染症の観点より、研修や世代間交流などを中止、延期、または縮小しての開催となった。今後は感染状況を見ながら関係施設と情報共有しながら、順次再開、拡充を行う。 要配慮児への関わり方や個別支援計画の立て方、保育士等キャリアアップ研修についての研修会の開催については、参加人数を減らして行った。今後も感染状況に合わせながら開催する。 巡回相談については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止をした時期もあったが、その期間以外には行うことができた。巡回相談では、保育士や幼稚園教諭が保育環境、保育内容、防災計画、感染予防について情報共有を行い助言を行った。今後も状況を見ながら、巡回相談を行う。 保育の質の評価については、評価に関する冊子を市立・私立職員に配布し、個人の評価や園としての振り返りに加え、必要な研修等の検討を行い、ホームページに掲載した。今後も継続して行う。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」
2	ほいく課（施設運営）	市内の私立保育施設で、保護者の仕事、疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。令和3年度からは市立西藏こども園内でも事業を開始したことで、さらに提供体制を確保することができた。 また、私立保育施設で働く保育士への援助として、一時金の支給及び家賃の一部援助を実施した。今後も引き続き援助を継続し、保育士・保育教諭の定着支援を行う。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.8「教育・保育施設の職員等に対する援助」
3	ほいく課（施設整備）	令和4年4月のいせ虹こども園開園と、同6月のあいさいこども園開園に向けて整備した。 また、打出保育所・大東保育所の民間移管を行った。 今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
4	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。幼稚園全体の園児数が減少しているが、1園当たりの平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和3年度は岩園幼稚園において、3歳児の受け入れを開始した。市立幼稚園における3歳児保育の検証を行なうとともに、引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
5	学校教育課	就学前教育・保育施設間の幼児の交流は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。市立幼稚園全園で感染防止対策を講じながら、公開保育並びに研究会を実施し、研究協議や講師の先生の指導により、市内の幼稚園教諭、保育教諭、保育士が共に学ぶ機会となった。また、3歳児保育を試験的に実施している岩園幼稚園については、市立幼稚園、認定こども園、保育所から参観を受け入れ意見交流を行い、3月には、1年間の保育についての報告会を行った。今後も、就学前教育・保育施設の職員がともに研修する機会を設け、質の高い幼児教育を目指していく。子どもの読書のまちづくり事業では、幼児が小学校図書館に行き、絵本に親しむ機会となった。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」
6	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開催回数や参加定員を縮小して「親子で楽しむおはなしの会」(1回、9人)、「親子で楽しむ絵本の会」(2回、21人)、「こどもおはなしの会」(7回、31人)、「えほんの会」(11回、45人)「打出分室こどもおはなしの会」(7回、38人)「夏休み折り紙教室」(1回、27人)「夏休み人形劇の会」(1回、19人)「niwa-doku」(文化ゾーン連携事業-芦屋市立美術博物館 庭・芦屋市谷崎潤一郎館 庭園) (1回、1,772人)を開催した。今後も、感染予防に努めながら継続的に実施し、子どもたちが図書館に来るきっかけになる行事や、本に親しみをもって楽しい読書活動ができるような行事に取り組む。
	実施事業	No.9「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 (ほいく)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて給食体験、プール体験、図書館訪問をはじめとする小学校訪問や小学生との交流がほとんど行えなかったが、感染状況を見ながら、小学生の絵本の読み聞かせなどの交流を行うことができた。小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」については、訪問することはできなかったが、鉛筆の持ち方の動画配信を見たり、教材を配布するなどを行った。今後は、感染状況を見ながら、小学校への円滑な接続を目指し、近隣の小学校と連携を取りながら、幼稚園や認定こども園、保育所とも交流していく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」
2	学校教育課	就学前教育・保育施設と小学校との合同連絡会は、前もって作成した小学校教諭への質疑応答資料の配布と保幼小接続についての講師の動画配信を行った。「なかよし運動会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となったが、幼児と児童とのリモートでの交流や、幼児の小学校の図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等、感染防止対策を講じながらできる範囲で交流を行った。今後、就学前施設と小学校との保育、授業参観、研究会等を通して、遊びから学びへの接続や連携の在り方を学び、さらなる円滑な接続をめざしていく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	広報国際交流課 (国際交流)	潮芦屋交流センターでは、子どもを対象とした教室(英語、空手、バレエ、ダンス、習字等)で貸室を定期的に提供しているだけでなく、イベント利用で多目的室をたくさんの子どものために提供している。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室を開催し、今後も子どもの居場所として地域に開かれた施設運営を目指す。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画・協働推進室 (協働推進)	あしや市民活動センターでは、市民活動に関わることの面白さを子どもの頃から体感するための活動の場を提供している。また、自らの力を発揮できる居場所として「あしや部(芦屋在住の高校生の交流の場)」を応援している。学び、遊べる場の提供として、「夏休みわくわくスペシャル」(小中学生対象)、「おやこDAY」(就学前の子どもと保護者対象)、「芦屋発 君も今日から新聞記者」(小中高生対象)を実施した。 また、子育て中の母親の居場所作りとして、「つきいちよごはん(年長児から小学校低学年対象)」を実施した。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学生のボランティア活動グループ「スマイルボランティア」、芦屋大学ボランティア部aquaが中心の「さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」の活動を中断したが、令和4年度の活動に向けて話し合いを設けた。 今後も事業を継続し、市民活動を支える中間支援組織として活動の場を提供していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	子どもたちの体力増進事業として、「卓球ひろば」を定期的に開設。毎回、様々な校区からの参加があり、子ども同士が楽しく卓球で遊べる場として定着している。今後もより多くの子どもたちが児童センターへ来館し、仲間づくり及び遊び交流ができる場としての事業を充実させていく。
	実施事業	No.7「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	芦屋市立あしや温泉にて、子ども向けイベントとして下記のとおり実施を予定していたが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり、屋外で実施可能な「あしや温泉祭」のみ感染症対策に配慮した上で実施した。子どもの日イベント(令和3年5月)こいのぼりのぬり絵は中止、七夕ウィーク(令和3年7月)は中止(館内掲示のみ実施)、あしや温泉祭はあしや健康福祉フェアが中止のため、あしや温泉のみで実施、ありがとう湯(令和3年9月28日)メッセージ入りのヒノキを浮かべたイベント湯はヒノキ風呂として実施、昔遊び体験(令和4年1月)(紙とんぼ等の遊び道具を待合室に用意)は中止、節分の日イベント(令和4年2月)鬼のぬり絵は中止となった。 今後は、室内イベントの実施方法について検討が必要である。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	地域福祉課 (地域福祉)	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業における子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所の提供を行った。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一堂に会する催事を中止にせざるを得ない状況があり、例年と比較し開催回数が増減した。 コロナ禍が長期化する中で、開催方法の検討を行った結果、インターネット媒体(YouTube)を用いて企画内容を配信し、継続的な実施を行った。 参加者同士の交流という面では、課題が残っているため、配信以外の開催方法を引き続き検討していきたいと考えている。
	実施事業	No.10「地域まなびの場支援事業」
6	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、市民に運動室を開放した。子どもから高齢者まで多くの利用があるが、マナーを守り、ゆずりあつての利用を呼びかけ、子どもの居場所としても有効活用ができています。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運動室開放の一時中止を行ったが、前年と比べ短期間の中止であったため、実施回数が90回増の479回、参加者数も576人増の4,540人であった。 今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、引き続き子どもの居場所となるよう努めていきたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
7	子育て政策課 (政策)	子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて、全庁的に周知するために、毎月1日に掲示板に掲載し、活用促進を図った。また、市内の保育所・幼稚園・子育てセンター等で実施している、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
8	ほいく課 (ほいく)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放や体験保育を実施できなかった。今後は、感染状況を見ながら再開の時期を具体的に検討する。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	子ども家庭総合支援課	子育てセンターの子育て支援室むくむくを中心に、市内の認定こども園や幼稚園、児童センター等で事業を実施している。今後も、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
10	道路・公園課 (公園緑地担当)	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修を実施している。職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に務めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
11	学校教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて、「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、コロナ禍でも、地域の未就園児が安心して遊べる場づくりや、子育て相談の場を提供した。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後も、市立幼稚園の「園庭開放」や「未就園児交流会」の内容の工夫等により、地域における子育て支援の充実を目指していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	月1回図書館が実施することもおはなしの会と和室を活用している。(利用料免除) 隣接する幼稚園に日本庭園を開放し、自然体験活動の場として提供している。(利用料免除) 小学校3年生の市内施設巡りや保育所の津波緊急避難場所(大東保育所・令和3年度からは西蔵こども園)としても活用している。 今後行われる大規模改修による日本庭園と隣接する打出公園との一体化に併せて、子どもたちがより訪れやすい環境を整備していく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課 (美術博物館含む)	校庭開放事業を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。またコミュニティ・スクールでは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。 美術博物館では、中学生以下の観覧料(入館料)を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.6「コミュニティ・スクールへの支援」 No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	幼稚園児以下を対象とするキッズスペースについては、指定管理者と連携し、未就学児のみの利用としている。 また青少年センターとしての役割から、青少年活動については減額、免除を行っているが、社会体育施設としてスポーツ団体との兼ね合いもあり、免除については今後、検討の必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	市内全8小学校で「放課後子供教室事業」あしやキッズスクエアを継続実施。放課後に校庭及び校舎内を利用し、地域の方々の見守り等の参画のもと、児童が安心して過ごせる安全な居場所を、延べ1,343日提供した。地域・企業・高校・大学等の協働による多様な「体験プログラム」については、コロナ禍での「居場所づくり」の継続を優先した結果、開催数が減少しているが、今後、オンラインの活用等で、児童に引き続き様々な体験の機会を提供していくことが、課題である。 登録児童数合計1,585人(36.2%) 1校あたりの平均参加児童数18人／1日 年間プログラム開催数106回 地域見守りスタッフ マネージャー1人及び安全管理員2人／日 子ども会連絡協議会では、令和2年度に続き、企画していたほとんどの活動について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、令和3年度は、春のバス旅行のみ開催でき、支援を実施した。 春のバス旅行 どうぶつ王国・青少年科学館 22人
	実施事業	No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.5「子ども会への支援」
16	市民センター (公民館含む)	公民館事業として、「夏休み子ども教室」と「親子ひろば」を実施。「夏休み子ども教室」では日本舞踊、茶道の和文文化体験や、写真教室、料理教室など全15種類の教室を開講し、親子合わせて延べ387人が参加した。『親子ひろば』ではボランティアグループによるクリスマス会を実施し、大型の紙芝居と人形劇、コンサートを行い、23人が参加した。今後も子どもの居場所づくりができるような事業を継続したい。
	実施事業	No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	幼児、小学生対象の事業として「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「夏休み人形劇の会」、「夏休み折り紙教室」を開催した。今後も、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「打出分室こどもおはなしの会」などの事業の開催回数を増やせるよう努める。
	実施事業	No.8「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。 警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域経済振興課	令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、高校生への啓発取組として市内の高校(5校)の2、3年生にチラシを配布した。またクラーク高等学院の2年生に若者の消費者トラブル防止の出前講座(オンライン)を実施した。今後も若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるので、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、必要な時期に必要な消費生活の知識を身に着けることができるよう消費者教育の推進に取り組む。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」
2	地域福祉課(管理)	市のホームページの公共施設等バリアフリー情報を最新のものに更新し、安心して外出できるように情報提供を行った。今後も適宜、情報を更新していく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
3	ほいく課(ほいく)	不審者への対応について、想定を変えて定期的に防犯訓練を実施したり、芦屋警察の協力を得て防犯訓練を実施したところもあった。その他、火災訓練を毎月、津波を想定した避難訓練を定期的に行い、子どもたちの防犯、災害への対応について意識を高めた。また、市立、私立こども園、保育所の全5歳児に「ぼうさいのしおり」を配布し、日々の教育・保育の中で、冊子を使って犯罪、事故、災害に対する啓発を行った。今後も繰り返し啓発を行い、子どもたちの防犯、防災の意識を高めていく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
4	建設総務課(管理)	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行った。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施した。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
5	道路・公園課(道路担当)	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから、自転車通行空間の整備を行った。今後は、整備後において交通ルールが遵守されているかなどを検証し、今後の整備及び周知等を検討していく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
6	道路・公園課(公園緑地担当)	公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。 公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
7	街路樹課	街路灯等の設置・整備として新設22灯(LED22灯)、照度アップ等容量変更として95灯(LED95灯)、公益灯LED化計画により236灯の改良を実施した。 近年の予算規模縮小により、計画の見直し等を行っており、整備は進んでいるが、進捗ペースが鈍化していることが今後の課題である。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	防災安全課	地域の防災訓練や出前講座、広報等を通して、あしや防災ネットの普及・啓発を行い、登録者数が令和4年3月末時点で10,911件となり、アプリの登録件数は7,024件で昨年度と比較して2,354件増加した。活用方法は、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行い、平時においてもイベント等を周知する有効な手段の一つであり、引き続き、子育て世代など幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進をしていく。
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	建築課	保育所施設等の公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。今後の公共施設の改修等においても、施設の規模や利用実態等を考慮し、整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
10	救急課	子どもの急病や事故等が発生した場合、早期に適切な対応ができるよう、保護者及び関係者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整えた。 令和3年度の実績 応急手当講習実施回数 23回(受講者349人) 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止されていた行事やイベント等の再開される傾向に合わせて、関係者の応急手当や救急法のスキルアップのため、DVDや人形の積極的な貸出しを推進する。
	実施事業	No.9「救急法の学習」
11	学校教育課	芦屋市交通安全プログラムに基づき、山手中学校区内の各小学校(山手小学校・岩園小学校・朝日ヶ丘小学校)の通学路点検を実施した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に情報を集約した箇所を警察と行政の関係各課のみで点検を行い、書面での報告を行った。また、交通安全教室やALSOK防犯教室を計画的に実施し、幼児児童生徒に啓発活動を行った。今後も引き続き計画に基づいた通学路点検や、各種教室を開催していく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
12	青少年愛護センター	週2回、主に小学校低学年の下校時に、青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の巡回見守りを行っている。その際、直近に不審者情報を受けた町方面に番地を調べて行き、現場の検証と再発の防止に努めている。青少年育成愛護委員からの見守りやパトロールの報告を受け、公園の樹木、道路等の危険個所の現地確認を行っている。新型コロナウイルス感染症で学校園が休校の際は、地域の公園が密にならないように見守りを行った。今後も、青少年が安全に安心してすごせる地域づくりについての取り組みを行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	児童虐待防止対策の推進
施策の方向性	すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子ども家庭総合支援課	子育て支援センターの子ども家庭総合支援室では、保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。子どもと取り巻く環境の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識をもつ相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。相談内容については必要があれば、緊急に市内小中学校教職員と情報共有を進め、関連機関とも連携する等、子どもの育ちを支えている。今後も相談体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	令和3年4月1日より学校教育課の教育相談体制を見直し、一貫した専門的なアドバイスがすぐに受けられるように教育相談の窓口を学校教育課に一本化した。今後も情報提供等連携し、協力体制をとりながら子どもの育ちの支援を行っていく。
	実施事業	No.4「教育相談」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向4	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障がい福祉課	個々の身体状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、集団生活への適応や生活の自立を目指して支援をしている。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や家庭療育支援講座での案内等、普及啓発に取り組んだ。機能訓練については、希望者が増加し待機が長期化していることが課題である。そのため令和4年度からは、待機解消の方策の一つとして、すくすく学級の場所を借りて訓練を実施できるような調整を行った。今後も、新規対象者の受入れが広がるような体制や方策を検討していく。療育支援相談では、療育に関係する庁内外の機関の間で情報共有を図り、相互の連携による一体的・継続的な支援を得られるよう、引き続き取り組む必要がある。
	実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.6「障がい児機能訓練事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て政策課（こども）	「早期療育訓練の実施」については、「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、身辺自立や集団適応を目標に、発達相談・言語訓練・親教室・育児相談などを取り入れ、療育訓練を行った（利用者数：23人）。 また、通所による療育訓練を行った。 「療育支援相談事業」については、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換及び今後の支援について協議した。また、継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討をしていく。 「サポートファイルの普及・啓発」については、障害児通所支援申請時に窓口で、保護者にサポートファイルを渡し、活用について説明した（配布数：1件）。 保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討をしていく。
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
3	ほいく課（ほいく）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、年4回開催予定のインクルーシブ教育・保育研修会が2回の開催になった。研修会では、配慮を必要とする子どもの姿を読み取り、支援の方法についてグループワーク、検討、協議を行い、医師の助言を受けながら、より良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とする子どもについては、「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有やより良いケアにつながるよう確認を行った。サポートファイルについては、保護者に声をかけ、必要とする家庭に配布した。今後も感染状況を見て対策を講じながら、研修会を開催できるようにする。
	実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。 保健センター窓口をサポートファイルを常備しており、窓口に来所された方に配布を行っている（配布数：3件）。 また、地区担当保健師が必要な方へはサポートファイルの情報提供を行っている。
	実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
4	市立芦屋病院	文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及びリハビリテーション科技師が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和3年度は913件、前年度（864件）比5.7%増加した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても増加傾向を示しており、新規のかたや他府県からの受診もある。
	実施事業	No.7「学習支援外来による医療支援」
5	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を保護者も共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で幼児の教育的支援・個々の実態に合わせた個別的教育支援計画を作成した。日本語指導を必要とする外国人児童生徒等にボランティアを配置し、日本語指導や学習・生活支援を行った。日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、ニーズに即応するための支援人材の安定確保が必要である。
	実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.4「特別支援教育センターの相談」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 No.9「日本語指導支援ボランティア」 No.10「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	人権・男女共生課（男女共生）	子どもと一緒に参加する工作講座や、乳幼児期の育児に関する講座、父親同士での交流を目的とした事業等の定期的な開催を通じて、父親が子育てに関わりをもち、現状の生活や働き方を見直す機会を提供することができた。父親向けの講座・事業について、他の事業に参加している母親を通じて参加を呼びかけるなど周知を行っているが、子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。 また男性の働き方の見直しについては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、事業者向けの講座を企画・実施するなど、啓発方法の検討が必要である。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.6「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施した。 また、働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報をチラシ等での啓発の実施や、企業や自治体で実際に労務等に従事するかたへの啓発を実施した。商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。 また、多様な働き方の支援につながるコワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託しており、女性向けの勉強会の開催、web上での動画配信による勉強会など、参加者に合わせた事業を実施している。今後も参加者の特性に合わせたコンテンツを提供できるよう工夫する。
	実施事業	No.6「多様な働き方の啓発」
3	ほいく課（施設運営）	市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、令和3年度より精道こども園内で新たに事業を開始し、提供体制を確保することができた。引き続き周知などにより利用を促すと共に、利便性の向上に努めていく。
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業（病児対応型）」 No.4「病児保育事業（体調不良児対応型）」
4	ほいく課（ほいく）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、運動会や生活発表会には参加人数の制限行いながら開催した。昨年度と変わらず土曜日開催にしているため、父親の参加も多かった。今後は感染状況を見ながら必要な対策を講じ行事を開催し、参加を促せるようにしていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5	子ども家庭総合支援課	土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう日頃の事業から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	健康課	プレおや教室を土曜日・日曜日に開催している（「沐浴クラス」実施回数6回 参加延べ人数115人 「出産準備クラス」実施回数5回 参加延べ人数87人）。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加されている。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	学校教育課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1学期の土曜参観は中止となったが、運動参観日、音楽参観日は、感染拡大防止対策を講じて開催し、父親も参観、参加できる機会となった。今後も、父親が子どもに関わったり、参加しやすい内容のイベントを行ったりして、父親の子育てへの参加促進を図る。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8	青少年育成課	放課後児童健全育成事業について、8校のうち4校を民間事業者継続して委託した。また、精道小学校に1学級増設し、待機児童を0人とした（全体入会者数752人（4月1日現在）【低学年620人・高学年132人】）。今後、学校敷地内で専有の保育スペースの確保をし、待機児童を出さない対策が求められる。
	実施事業	No.5「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実が必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。 また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。 また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報をチラシ等での啓発の実施や、企業や自治体で実際に労務等に従事するかたへ啓発を実施した。商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	ほいく課(入所)	育児休業を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。今後の課題としては、保育施設の施設整備が進んでいるものの、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	健康課	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している(相談延べ人数110人)。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」

第4章 重点事業の評価基準

第4章においては、新たに設定する重点事業の令和6年度目標に対する進捗を年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価します。

「事業の進捗状況」及び「質の向上」の2点に対して評価します。

＜進捗状況に対する評価＞

- A 評価…令和6年度目標を達成している
- B 評価…令和6年度目標は未達成だが、推進が認められる
- C 評価…令和6年度目標に対して推進が認められない

＜質の向上に対する評価＞

- A 評価…向上できた
- B 評価…現状維持
- C 評価…向上できなかった

【評価例】

No.	該当箇所	事業名	指標	令和6年度 目標	令和3年度 取組・課題と対応策	進捗 評価	質の 向上
1	基本目標2 施策の方向1 事業No.4	教育・保育施設 同士の連携強化 と積極的交流	地域における就学前 施設間の交流会開催	充実		B	A
2	基本目標3 施策の方向1 事業No.3	公共施設の有効 活用	子どもが利用できる 公共施設の周知	549 人		A	B
			子育て世帯又は子ども 自身の公園ニーズを把 握し、その結果を踏ま えた公園整備の実施	143 人		C	B

第4章 重点事業の実績と評価

[illegible]

令和3年度の取組・課題と対応策	進捗評価	質の向上
子育てセンター事業においては、コロナ禍により、令和3年度は事業（あそぼう会）は中止したが、その他の事業は徐々に開催時間・定員等を増やして実施した。 対面での事業が出来ないフォローとしてオンライン事業を実施し、子育て世代包括支援センターや健康課と共催するプログラムも実施した。 子ども家庭総合支援室では、学校・園の休校期間に、支援を行っている家庭の子どもに対して学校・園等に安全確認の調査を行った。	B	B
【市立・私立認定こども園・保育所・子育て推進課】 ・子育て推進課主催研修 5回（緊急事態宣言発出のため2回中止） （市立及び私立こども園、保育所職員、子育て推進課職員 延べ181人参加） ・こども園・保育所主催研修 4回（緊急事態宣言発出のため2回中止） （市立こども園、保育所職員 延べ50人参加） ・保育士等キャリアアップ研修 3回 （市内就学前施設職員 延べ117人参加） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、参加人数を限定して研修会を開催した。今後も新型コロナウイルス感染症の状況により、直前まで対応が迫られることが考えられるため、感染状況の把握に努め、関係各所と連携し、早めの対応をする。	B	B
【市立幼稚園】 芦屋市立幼稚園5園が各園のテーマにそって公開保育を行い、研究協議をし、講師の指導を受けた。また、特別支援教育実践報告及び研究会でも、就学前教育・保育施設職員が共に集まり学ぶ機会となった。就学前研修会については、実技や講話など、幅広い分野の研修会を開催した。保こ幼小連絡会では、資料の配布と講師の講話を動画配信し、全て新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、人数を絞る、パーテーションを置く、換気を行うなど対策を講じて開催した。学校教育課主催で、市内の幼稚園教諭、保育教諭、保育士が研究会、研修会で共に学んだ人数は、延べ272人であった。今後も、共に学ぶ場を大切に、指導力向上、人材育成の充実に努める。	B	B
【認定こども園・保育所等】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、巡回訪問予定回数を50回から27回とし、22施設を巡回した。 ・新型コロナウイルス感染症等への感染予防対策・防災計画についての現状と今後に向けてを確認し合った。 ・市立私立認定こども園・保育所等が自己・施設としての評価を行っていることを10月にホームページで公開した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、巡回訪問の回数を減らすなどの対応が必要だった。 訪問該当園と対応策を協議しながら不足なく行う。	B	B

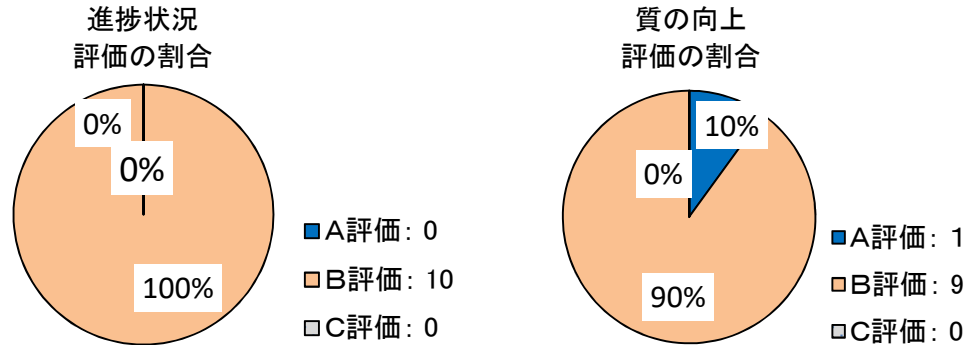
No.	該当箇所	事業名	担当課	事業内容	指標	令和6年度 目標
4	基本目標3 施策の方向1 事業No.1	地域における子育て支援活動	市民参画・協働 推進室 (協働推進係)	あしや市民活動センターや 幼稚園、保育所、認定こども 園等の公共施設を利用し、 子育ての情報交換・団体間 交流・ネットワーク化を図り、 地域における子育て支援活 動の充実を図る。	子どもの育成にも効果 的な活動を行う市民 活動団体への支援及 びあしや市民活動セ ンターにおける事業の 実施	充実
			ほいく課 学校教育課		幼稚園、保育所、認定 こども園での子育て世 帯への施設開放の実 施	充実
			子ども家庭総合 支援課		地域での子育てセン ター事業の実施	充実
5	基本目標3 施策の方向2 事業No.4	交通安全の意識 向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保す るため、「交通安全教室」や 「出前講座」等の実施によ り、交通安全に対する意識 向上を図る。	参加・体験・実践型の 交通安全教育の推進	充実
6	基本目標3 施策の方向4 事業No.2	インクルーシブ教 育・保育	ほいく課	就学前施設において、配慮 の必要な子どもに対して必 要な支援体制を整備し、集 団生活を行うことにより、当 該子どもの健全な発達を促 進する。	対象児童の個別支援 計画の作成と内容の 充実	充実
			学校教育課			充実

令和3年度の取組・課題と対応策	進捗評価	質の向上
あしや市民活動センターは、市民活動を支える中間支援組織である。子どもの支援活動団体に活動の場、子どもには市民活動を楽しみ体験する場、そしてそれぞれをつなぐ場を以下の取り組みを通して提供した。 ・「あしや子ども笑顔ネット」では、子どもを笑顔にする取り組みの1つとして「芦人認定」があり、現在24名が認定されている。令和3年度より紹介動画のYouTube配信を始めた。 ・「夏休み！わくわくスペシャル」は、子どもの居場所づくり、団体の活動の場というコンセプトで4日間開催した。 ・「おやこDAY」は就学前の児童が親子で学びながら楽しむ1日として、市民活動団体や市内学生と協働して開催した。 ・「芦屋発 君も今日から新聞記者」は、神戸新聞社の協力を得て講座を開催。市民活動センターのイベント等の取材を実施し、新聞作りを行った。 ・「あしや部(芦屋市在住高校生の交流の場)」では、各自が取り組みたいテーマや、平和学習について取り組んだ。 ・ママと子どもの居場所「つきいちよるごはん」は、就学前の子とママの癒しと交流の場として、令和3年度は食事提供なしで昼間に開催した。 <コロナによる影響で中止となった事業> ・「芦屋さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」(大学生、高校生対象) ・スマイルボランティア(小学生、中学生対象) <コロナによる影響と対応> ・参加者の人数制限や飲食を伴う活動の中止があったが、プログラムの変更や食事を持ち帰っていただくなど開催方法の工夫を行った。	B	A
【ほいく課(認定こども園・保育所)】 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放の実施ができなかった。そのため、園庭開放を兼ねて実施していた施設見学を感染予防対策を徹底の上、238回行った。同様に1号3歳児対象の施設見学会を実施し、精道こども園は16名、西蔵こども園は17名参加した。課題は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、再開の時期を検討することである。 【学校教育課(幼稚園)】 子育て支援では、感染状況に応じて十分に予防対策を講じながら、3歳児親子ひろばは、親子で楽しめるプログラムを工夫し、市内5園で年間延べ125回、877組の親子が利用した。また、園庭開放では、在園児が5園で延べ218回3,774人が、未就園児は延べ1,704回221人が利用した。また、未就園児との交流会も23回219人が参加した。地域の子どもたちが園庭で安心して遊んだり、気軽に子育ての相談をしたりする場となり、親同士が仲良くなり子育ての情報交換ができる場となった。今後も、園庭開放等の、更なる充実を図っていく。	B	B
子育てセンター事業においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令される中も、その時々状況に応じて感染予防対策を取りながら継続して事業が実施出来るよう努力した。 今後もオンライン事業等の取り組みも継続し様々な手段で子どもや保護者が楽しめる事業を実施していけるよう努める。	B	B
交通安全教室を市立・私立幼稚園、認定こども園、保育所等36回、小学校25回、中学校3回、特別支援学校1回、計65回開催した。 前もってDVDの視聴で予習、密を避けるためにクラスごとの開催、オンライン開催する等、コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、コロナ禍以前の水準で交通安全教室をすることができた。引き続きコロナウイルスの感染状況を見ながら、より良い方法を実践していく。	B	B
【市立・私立認定こども園・保育所等】 対象児童(41人)の個別支援計画シートを各施設が年2回作成し、評価、助言を行った。 インクルーシブ教育保育研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、年4回開催の予定が2回になった。研修会では講師の指導、助言を受けながらグループワークを中心に子どもに姿を読み取ったり、支援の方法について検討を行った。 引き続き、対象児の個別支援計画シートの作成を行い、より良い支援につなげていくとともに、今後も研修会を充実させていく。	B	B
【市立幼稚園】 支援が必要な子どもについては、特別支援センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、情報共有や保護者と連携を図りながら支援の方向性の確認を行い、個別の支援内容の充実を図った。今後も集団の中で生活することを通して発達を促しながら、地域の中で安心して生活できる土台づくりを目指していく。 職員研修においては新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら講師を招いて、長期的な視点で個々の幼児の教育的支援が行えるように努めていく。	B	B

基本目標別評価まとめ

～第4章「重点事業」～

第4章「重点事業」の「事業の進捗状況」・「質の向上」の評価結果をまとめました。



基本目標	事業No.	事業名		進捗 評価	質の 向上
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	重点No.1	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター		B	B
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	重点No.2	幼稚園教諭、保育士の人材育 成と資質の向上	認定こども園、 保育所	B	B
			幼稚園	B	B
	重点No.3	教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価		B	B
基本目標3 すべての子どもの 育ちを支える環境 の整備目標	重点No.4	地域における子育て支援活動	市民活動センター	B	A
			幼稚園、保育所、 認定こども園	B	B
			子育てセンター	B	B
	重点No.5	交通安全の意識向上		B	B
	重点No.6	インクルーシブ教育・保育	認定こども園、 保育所	B	B
			幼稚園	B	B
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	—	—		—	—

第4章の重点事業では6事業に対する10の評価指標（令和6年度を目標とした「事業の進捗状況」及び「質の向上」）があります。「事業の進捗状況」の評価については全てB評価となり、A評価及びC評価はありません。令和6年度目標を目指し、潜在的なニーズも考慮の上、事業の推進に努めます。「質の向上」の評価については、A評価が1個、B評価が9個でC評価はありません。A評価の事業も含め、サービスの質が低下することのないよう体制の維持及び向上に努めます。

第5章部分

1. 教育・保育

第5章「教育・保育」の部分では、子育て世帯がそれぞれ希望する就学前施設を利用できるよう、計画通りに教育・保育体制を確保できているかどうかを評価しました。

また、市全域だけでなく、中学校区ごと(山手、精道、潮見の3圏域)でも評価を行いました。

第5章 教育・保育の評価基準

第5章「4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」の評価については、次のとおりとします。

- (1) 芦屋市に在住し、確認を受けない幼稚園(「従来型」幼稚園)を利用する子どもの人数及び3歳児からの教育希望はあるものの教育・保育施設を利用していない人数は把握ができないため、教育希望の「実際のニーズ量」を把握することができない。
- (2) そのため、評価においては、「提供量(計画上の数値)※¹」、「提供量(実績値)」及び「ニーズ量の見込み※²」によって評価することとする。

※1 提供量(計画上の数値):計画に記載している目標値

※2 ニーズ量の見込み:市民アンケートを基に算出された数値

- (3) A・B・C評価のそれぞれについては、下表のとおり。

	提供量(実績値)が次の数値以上か	
	提供量(計画上の数値)	ニーズ量の見込み
A評価	○	○
B評価	○	×
	×	○
C評価	×	×

【表中の記号説明】 ○…達成 ×…未達成

【解説】

A評価…提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及びニーズ量の見込み以上

B評価…提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)又はニーズ量の見込みのいずれか以上

C評価…提供量(実績値)が、提供量(計画上の数値)及びニーズ量の見込みを下回る

教育・保育の提供体制の確保の実績と評価

市全域	令和３年度					
	１号		２号		３号	
	３歳以上教育希望		３歳以上保育が必要		０歳から２歳保育が必要	
	３歳	４歳以上	教育希望が強い	左記以外	０歳	１・２歳
ニーズ量の見込み … ①	287 人	729 人	223 人	703 人	136 人	651 人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	265 人	1,025 人	977 人		159 人	663 人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(75 人) <u>261 人</u>	(▲60 人) <u>899 人</u>	(27 人) <u>869 人</u>		(1 人) <u>160 人</u>	(2 人) <u>593 人</u>
実績と計画の比較 ③－②	▲4 人	▲126 人	▲108 人		1 人	▲70 人
実績とニーズの比較 ③－①	▲26 人	170 人	▲57 人		24 人	▲58 人
評価	C	B	C		A	C
検証・分析	１号の提供量については、市立幼稚園の定員変更により、実績値が計画値より減少し、１号３歳の実績値がニーズ量の見込みを下回っていることからＣ評価となった。２・３号についても、３号０歳を除く区分でいずれも実績値が計画値及びニーズ量の見込みを下回っているためＣ評価となっている。なお、令和４年度には、新規園の開園により、各区分の提供量の増加が見込まれる。					

山手圏域	令和３年度					
	１号		２号		３号	
	３歳以上教育希望		３歳以上保育が必要		０歳から２歳保育が必要	
	３歳	４歳以上	教育希望が強い	左記以外	０歳	１・２歳
ニーズ量の見込み … ①	151 人	337 人	134 人	216 人	64 人	234 人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	140 人	500 人	277 人		56 人	219 人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(25 人) <u>136 人</u>	(▲30 人) <u>434 人</u>	(16 人) <u>229 人</u>		(1 人) <u>57 人</u>	(2 人) <u>189 人</u>
実績と計画の比較 （③-②）	▲4 人	▲66 人	▲48 人		1 人	▲30 人
実績とニーズの比較 （③-①）	▲15 人	97 人	▲121 人		▲7 人	▲45 人
評価	C	B	C		B	C
検証・分析	１号の提供量について、岩園幼稚園での３歳児保育の開始に伴う利用定員の変更により、実績値が５人減少した。２・３号については、翠ヶ丘保育園及び小規模保育事業所２園の定員増加により、２号定員が１６人、３号定員が３人増加した。					

精道圏域	令和3年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	79人	253人	56人	312人	39人	271人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	75人	330人	457人		73人	286人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(50人) <u>75人</u>	(▲30人) <u>300人</u>	(75人) <u>457人</u>		(6人) <u>73人</u>	(30人) <u>286人</u>
実績と計画の比較 （③-②）	0人	▲30人	0人		0人	0人
実績とニーズの比較 （③-①）	▲4人	47人	89人		34人	15人
評価	B	B	A		A	A
検証・分析	1号4歳以上の提供量については、宮川幼稚園の利用定員の変更により実績値が計画値より30人減少した。その他の区分については、精道こども園の定員増加及び西蔵こども園の開園により、実績値の充実が図られた。					

潮見圏域	令和3年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み … ①	57人	139人	33人	175人	33人	146人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）… ②	50人	195人	243人		30人	158人
上段（ ）内：実績値増加数 （前年度比較） 下段：提供量（実績値）…③	(0人) <u>50人</u>	(0人) <u>165人</u>	(▲64人) <u>183人</u>		(▲6人) <u>30人</u>	(▲30人) <u>118人</u>
実績と計画の比較 ③－②	0人	▲30人	▲60人		0人	▲40人
実績とニーズの比較 ③－①	▲7人	26人	▲25人		▲3人	▲28人
評価	B	B	C		B	C
検証・分析	西蔵こども園(精道圏域)開園に伴う新浜保育所の廃止により、2・3号の実績値が100人減少したため、実績値が計画値及びニーズ量の見込みを下回っているもの。 また、1号3歳については、提供量がニーズ量の見込みを下回っているもの。					

第5章部分

2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の部分では、国が示している子ども・子育て家庭等を対象に実施する13の事業において、実績報告と事業評価を行いました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の評価基準

第5章においては、計画に記載している各年度の目標値・推計値に対する事業の進捗を年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価します。

「計画上の目標値」及び「実際のニーズ量」に対して評価します。

＜進捗状況に対する評価＞

- A 評価 …各年度の目標を達成(○)かつ実際のニーズ量も達成(○)
- B' 評価 …各年度の目標は達成している(○)が、実際のニーズ量は未達成(×)
- B 評価 …各年度の目標は達成していない(×)が、実際のニーズ量は達成(○)
- C 評価 …各年度の目標を達成しておらず(×)、実際のニーズ量も未達成(×)

【評価例】

No.	事業名	指標		目標※	実際の ニーズ量	実績	令和3年度 取組内容	進捗 評価	課題と対応策 (目標値との乖 離理由など)
1	時間外保育事業	利用人数		580 人	555 人	555 人		B	
2	放課後児童健全 育成事業	利用 人数	低	540 人	560 人	557 人		B'	
			高	140 人	78 人	65 人		C	
3	子育て短期支援 事業	実施か所数		12 か所	—	12 か所		A	

※ 目標：計画における提供量(確保方策)のこと。アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

■補 足

評価にあたっては、原則として上記の基準に基づき、目標値を達成できたかどうかを評価します。
ただし、目標値と実際のニーズ量に乖離がある場合を想定し、毎年各事業においてPDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行います。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	目標※
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	ほいく課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	501人
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低学年 592人 高学年 77人
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子ども家庭総合支援課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所
4	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業)	子ども家庭総合支援課	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぶくぶく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	4か所

※ 目標:計画における提供量(確保方策)のこと。アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

実際のニーズ量	実績	令和3年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
509人	509人	実利用者数:797人(うち18時以降利用者509人) 利用延べ人数:5,371人 実施園:26園 (市立保育所4園、市立認定こども園2園、私立保育園11園、私立認定こども園3園、私立小規模保育事業所6園)	A	通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。 今後もニーズの把握を行い、事業の充実に努める。
620人	620人	全体入会者数752人(4月1日時点) ・8校のうち4校を継続して民間事業者 に委託した。 ・精道小学校に1学級を増設し、校区 内で待機児童を出さない運営を行な った。	A	低学年・高学年いずれも実際のニーズ 量が目標値を上回った。保育スペースを 増設するなどの対応をし、すべてのニー ズに応えることができたが、目標設定の 段階で正確な数値を出し、余裕を持って 受け入れ体制を整備することが必要で ある。
132人	132人		A	
—	12か所	実施か所数:12か所 利用実績:1か所 利用延べ人数:1人 年間延べ利用日数:6日	A	令和2年度と利用人数、利用日数とも同 程度だった。 引き続き、制度の周知を図り、必要とさ れている家庭が利用しやすいように情 報提供を行っていく。
—	5か所	実施か所数:5か所 ・「むくむく」(子育てセンター) 開設日数:182日 利用延べ人数:7,202人 (令和3年度は、あそぼう会を中止。) ・「もこもこ」(上宮川文化センター) 実施日数:45日 利用延べ人数:624人 ・「バンビ」(西藏こども園) 実施日数:183日 利用延べ人数:4,526人 ・「ひとしお」(しおさいこども園) 開設日数:174日 利用延べ人数:1,990人 ・「キオラクラブ」(浜風あすのこども園) 開設日数:157日 利用延べ人数:620人 ・「オンライン事業」 実施日数:41日 利用延べ人数:432人	A	年度当初事業を再開したが令和3年4 月下旬から再度緊急事態宣言の発令に より事業を休止した。解除後もまん延防 止等重点措置など対策が取られる中、 今後も感染対策を継続しながら利用時 間、定員の拡大等を検討する。 感染状況を踏まえながら従前の事業を 実施しつつ、オンライン事業など新しい 形での事業についても実施を進めてい きたい。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標		目標※
5-1	幼稚園における一時預かり事業	管理課 ほいく課	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園において在園児を対象として教育時間後等に保育を行う。	利用 人数	3歳	17,229人
					4, 5歳	43,271人
5-2	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	ほいく課 子ども家庭総合支援課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で預かり保育を行ったり、ファミリー・サポート・センター事業により子どもを預かる。	利用 人数	保	3,172人
					ファ	3,081人
					合 計	6,253人

※ 目標：計画における提供量（確保方策）のこと。アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

実際の ニーズ量	実績	令和3年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
7,898人	7,898人	利用延べ人数: 7,898人 【管理課】 ・市立幼稚園: 1園(岩園幼稚園3歳) 利用延べ人数: 1,133人 【子育て政策課】 ・市内私立幼稚園等: 4園 利用延べ人数: 2,675人 ・市外私立幼稚園等: 7園 利用延べ人数: 1,062人 【ほいく課】 ・市立認定こども園: 2園 利用延べ人数: 1,575人 ・私立認定こども園: 5園(市内2園、市外3園) 利用延べ人数: 1,453人	B	市立幼稚園では、令和3年度より、岩園幼稚園で3年保育を試験的に始めたことで、3歳児の預かり保育も実施した。利用率は他の4・5歳児と比較して大差はなかった。 また、令和3年度より市立認定こども園で事業を開始したことにより、昨年度に比べて延べ利用者数が増加した。今後もニーズの把握を行い、事業の充実に努める。
27,838人	27,838人	利用延べ人数: 27,838人 【管理課】 ・市立幼稚園: 5園 利用延べ人数: 11,676人 【子育て政策課】 ・市内私立幼稚園等: 4園 利用延べ人数: 6,784人 ・市外私立幼稚園等: 14園 利用延べ人数: 3,739人 【ほいく課】 ・市立認定こども園: 2園 利用延べ人数: 2,671人 ・私立認定こども園: 5園(市内2園、市外3園) 利用延べ人数: 2,968人	B	市立幼稚園の平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。 また、令和3年度より市立認定こども園で事業を開始したことにより、昨年度に比べて延べ利用者数が増加した。今後もニーズの把握を行い、事業の充実に努める。
1,691人	1,691人	利用延べ人数: 1,691人 実施園: 6園 市立認定こども園1園、私立保育所4園、私立小規模保育事業所1園 (西藏こども園、山手夢保育園、夢咲保育園、茶屋保育園、はなえみ保育園、HANA保育園)	B	令和3年度より市立認定こども園で事業を開始したことにより、昨年度に比べて延べ利用数が増加した。 施設整備により、待機者は一定解消され、目標値に対して乖離が生じている。
3,245人	3,245人	利用延べ人数: 3,245人 依頼会員: 826人 協力会員: 332人 両方会員: 53人 合計: 1,211人	A	令和2年度より利用人数・利用日数は増加した。 会員には、コロナ禍の中で感染対策をしての事業の実施を徹底し、講習等も少人数で実施するなど工夫をして質の向上に努めた。今後も事業の周知啓発を行っていく。
4,936人	4,936人			

No.	事業名	担当課	事業内容	指標		目標※
6	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	ほいく課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。	実施か所数		2か所
7	子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	子ども家庭総合支援課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動を行う。	利用人数		3,447人
8	利用者支援事業	ほいく課	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民(利用者)が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。	実施か所数	特定型	1か所
		健康課	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	実施か所数	母子保健型	1か所
9	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	健康課	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。	利用人数		1,079人※1

※ 目標：計画における提供量(確保方策)のこと。アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.9は、もともと計画書において確保すべき【令和3年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

[※1] No.9「妊婦健康診査」については、令和3年度目標＝「推計値：1,079人」とします。

実際の ニーズ量	実績	令和3年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
—	2か所	実施か所数:2か所 (市立芦屋病院内、市立認定こども園内) 利用延べ人数:474人 (病児保育474人, 病後児保育0人)	A	令和3年度から市立認定こども園内で事業を開始したことにより、延べ利用者が363人増加した。 今後も、事業の周知や利便性の向上等に努めていく。
1,718人	1,718人	利用延べ人数:1,718人 依頼会員:826人 協力会員:332人 両方会員:53人 合計:1,211人	B	令和2年度より利用人数・利用日数は増加した。 会員には、コロナ禍の中で感染対策をしての事業の実施を徹底し、講習等も少人数で実施するなど工夫をして質の向上に努めた。今後も事業の周知啓発を行っていく。
—	1か所	実施か所数:1か所(市役所) 子育て推進課窓口にて保育所の入所相談を中心に、子育て支援に係るサービスの紹介を行った。	A	保育コンシェルジュは現場に精通している保育職が担っており、情報共有と継承が課題となるが、現場をよく知る専門職の視点から、その他の係員に対するアドバイスをフォローアップを通して、スキルの伝承に努めている。
—	1か所	実施か所数:1か所(保健センター) 妊婦やパートナーに対して遊び場を案内し、育児の準備性を高める支援を行った。 遊び場事業に週2回定期的に参加し、気軽に相談できる機会を設けた。 相談件数:110件	A	今後も継続して相談事業に取り組み、切れ目のない支援を遂行していく。
883人	883人	妊娠届出数:535人 妊婦健康診査助成券利用人数:776人 償還払い人数:107人 【妊婦健康診査助成金額】 5,000円×14枚 10,000円×1枚 2,000円×13枚 合計:106,000円	B	出生数の減少により、妊婦健診受診券利用者、償還払い者は減少している。 妊婦健康診査の増額により、妊婦がいる世帯の経済的負担の軽減に寄与しており、妊婦健康診査を受診しやすくなっている。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	目標※
10	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	632件※2
11	養育支援訪問事業等 (育児支援家庭訪問事業)	子ども家庭総合支援課	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用回数	6回※3
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	ほいく課 ----- 管理課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	—	—※4
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	ほいく課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	—	—※4

※ 目標：計画における提供量（確保方策）のこと。アンケートを基に算出された市民のニーズ量を満たすために必要な数値

No.10～No.13は、もともと計画書において確保すべき【令和3年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

[※2] No.10「乳児家庭全戸訪問事業」については、令和3年度目標＝「推計値：632件」とします。

[※3] No.11「養育支援訪問事業等」については、希望して利用できるサービスではないため、令和3年度目標として「推計値：6回」とします。

[※4] No.12「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及びNo.13「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、

実際の ニーズ量	実績	令和3年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
426件	426件	対象戸数 532戸 訪問数 426人(うち 新生児訪問 4人)訪問率 80.1% 【未訪問の内訳】他市・他機関への依 頼による訪問 8人 電話相談対応 75 人(養育実態把握数 509人(95.7%)) 【未把握者内訳】病院入院中 2人 転 出 3人 海外在住 1人 希望無し 2 人 連絡つかず 10人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大 の影響により、訪問率が減少しているも の、未訪問者についても追跡し、養育 環境を把握している。専門職が訪問・養 育環境を把握することで、育児情報の提 供、保健相談を行うことができ、育児支 援につながっている。
81回	81回	延べ利用回数:81回 【ヘルパー派遣】 利用人数(実人員):5人 年間延べ利用日数:45日 【助産師派遣】 利用人数(実人員):5人 年間延べ利用日数:36日	A	令和2年度より利用人数・利用日数は増 加した。 引き続き、制度の周知を図り、必要とさ れている家庭が利用しやすいように情 報提供を行っていく。
—	234人	利用者人数:198人 ・市立保育所・認定こども園:50人 ・私立保育所・認定こども園:148人 ----- 利用者人数:36人 ・市立幼稚園:25人 ・私立幼稚園:11人	A	保育所・認定こども園・幼稚園等の対象 者に対して、情報提供を行い、制度の周 知に努める。
—	27回	巡回回数:27回 認定こども園特別支援教育対象人数: 2人 ・新型コロナウイルス感染症により、巡 回回数を減らして実施した。 ・訪問予定日には園と協議し、マスク着 用するなど感染予防対策を行い、訪問 した。	A	新型コロナウイルス感染症の状況を見 ながら、予定回数行えるよう、巡回回数 を増やしていく。

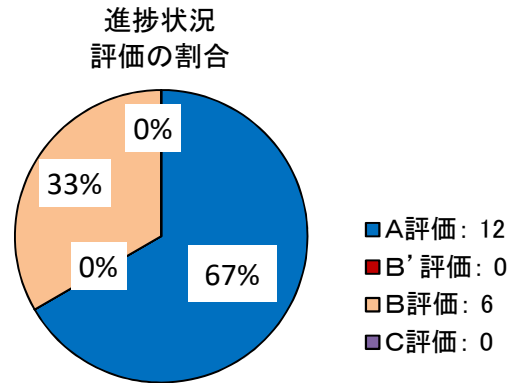
す。

目標値を設定する事業になじまないため、数値目標は設定しておりません。

基本目標別評価まとめ

～第5章「地域子ども・子育て支援事業」～

第5章「地域子ども・子育て支援事業」の「事業の進捗状況」（「計画上の目標値」・「実際のニーズ量」）の評価結果をまとめました。



基本目標	事業No.	事業名		進捗評価
基本目標1 家庭における 子育てへの支援	No.3	子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)		A
	No.4	地域子育て支援拠点事業		A
	No.7	子育て援助活動支援事業(小学生のみ)(ファミリー・サポート・センター事業)		B
	No.9	妊婦健康診査		B
	No.10	乳児家庭全戸訪問事業		B
	No.11	養育支援訪問事業等		A
	No.12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		A
基本目標2 子どもの健やかな 発達を保障する 教育・保育の提供	No.5-1	幼稚園における一時預かり事業	3歳	B
			4・5歳	B
	No.5-2	保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	保育所	B
			ファミリー・サポート・センター	A
基本目標4 仕事と子育ての 両立の推進	No.1	時間外保育事業(延長保育事業)		A
	No.2	放課後児童健全育成事業	低学年	A
			高学年	A
	No.6	病児保育事業		A
	No.8	利用者支援事業	特定型	A
			母子保健型	A
—	No.13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		A

※ No.13「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は基本目標1～4に属していません。

第5章の地域子ども・子育て支援事業では13事業に対する18の評価指標があります。「事業の進捗状況」の評価は、A評価が12個、B評価が6個でB'評価及びC評価はありません。A評価の事業も含め、サービスの質が低下することのないよう体制の維持及び向上に努めます。

＜編集・発行＞

芦屋市こども・健康部子育て政策課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2045

FAX:0797-38-2190